

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的) 第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を<u>防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略 <u>(4) 飼い猫 飼い主のある猫をいう。</u> (5)～(9) 省略 (飼い主の遵守事項) 第8条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(2) 省略 <u>(3) 動物の数は、適正に飼養し、又は保管することが可能な範囲を超えることがないよう努めること。</u> (4)～(7) 省略 (犬の飼い主の遵守事項) <u>第8条の2 犬の飼い主は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。</u> (1) <u>飼い犬の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。</u> (2) <u>飼い犬の習性、生理、生態等を理解した上で、周辺の生活環境に適応するように当該飼い犬に適したしつけを行い、飼い主の制止に従うように訓練すること。</u> (猫の飼い主の遵守事項) <u>第8条の3 猫の飼い主は、第8条の規定によるほか、飼い猫の健康及び安全を保持し、当該猫がみだりに繁殖することを防止し、及び周辺の生活環境を保全するため、飼い猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めなければならない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、飼い猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、猫の飼い主は、当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講ずるとともに、排せつのしつけその他周辺の生活環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。</u> (飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項)</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を<u>防止することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略 <u>(4)～(8) 省略</u> (飼い主の遵守事項) 第8条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(2) 省略  <u>(3)～(6) 省略</u></p>

第8条の4 飼い主のいない猫に給餌又は給水を行  
う者は、当該猫がみだりに繁殖することを防  
止するために必要な措置を講じ、及び周辺の生  
活環境を損なうことのないよう適切な管理を  
行うよう努めるとともに、周辺地域の住民その  
他の者の理解を得られるよう努めなければな  
らない。